

前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について（報告第5号）

国民健康保険課

1 改正の理由

地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 内容

国民健康保険税の課税限度額を次のとおりとする。

区 分	令和3年度分まで	令和4年度分以後	増 減
基礎課税額（医療給付費分）	63万円	65万円	2万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	20万円	1万円

3 施行日

令和4年4月1日